

最高裁秘書第1103号

平成29年3月21日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書不開示通知書

2月16日付け（同月20日受付，最高裁秘書第663号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

以下の司法行政処分が行政不服審査法の対象となるかどうか分かる文書（最新版）

- (1) 司法修習生の兼職不許可
- (2) 司法修習生の罷免

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。